

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	許可工作物の完成検査	
処 分 の 概 要	河川管理者の完成検査を受けて、合格した後でなければ工作物を使用できない。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第30条第1項	
所 管 課	河川水路課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	<p>○完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。</p> <p>なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程(建設省訓令2S43.2.17付)によるものとする。</p> <p>(1)河川管理施設と効用を兼ねる施設について</p> <p>○河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。</p> <p>○観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じた的確に作動すること。</p> <p>(2)堤防を開削して設置される工作物について</p> <p>開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。</p>	
【根拠法令等】	<p>《河川法》</p> <p>第30条第1項(許可工作物の使用制限)</p> <p>第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>《河川法施行令》</p> <p>第17条(完成検査を受けなければならない工作物)</p> <p>法第30条第1項の政令で定める工作物は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 法第44条第1項のダム</p> <p>二 河川管理施設と効用を兼ねる工作物</p> <p>三 堤防を開削して設置される工作物</p> <p>《河川法施行細則》(S40.8.6付規則第40号)</p> <p>第4条(検査)(該当部分)</p> <p>一 許可に係る工事その他の行為が完了したとき。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。